

利用規約

第一章 総則

第1条（名称）

本クラブは、Michelle PILATES [ミシェルピラティス] と称します。

第2条（目的）

本クラブは、Pilates（ピラティス）を通じ会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティづくりに寄与することを目的とします。

第3条（運営および管理）

本クラブは、大阪府四條畷市楠公1-9-15、株式会社Wellness&Happiness（以下会社という）が運営、管理を行います。

第二章

第4条（会員制度）

- 1.本クラブは会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて諸サービスを利用することができます。また、無料体験に関しても本会員規約に則るものとします。
- 2.会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第5条（会員区分）

本クラブの会員区分は、次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については会社が別途これを定めます。

- 1.月2回会員
- 2.月4回会員
- 3.月6回会員
- 4.月8回会員
- 5.月10回会員
- 6.チケット会員

第6条（入会資格）

本クラブに入会できる方は、体験クラスを終了し、本クラブの趣旨に賛同し本会則を承認した方とします。尚、本クラブはその自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。

本クラブの入会資格は以下のとおりとします。

- 1.本会則および本クラブの諸規則を遵守する方。
- 2.医師等に運動を禁じられておらず、本クラブの諸サービスの利用に支障がないと申告された方。
（健康状態に不安のある方は別途ご相談ください。）
- 3.本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- 4.暴力団関係者、薬物常用者でない方。
- 5.以前に本クラブで規約退会で処理されていない方。

6.12歳以上の方。（中学1年生以上）

第7条（入会手続き）

会社は、本会則を承認のうえ入会手続きを行い、会社の承認を得た上、規定の会費を納入して会員の資格を得た方を本クラブの会員とします。また、入会手続きの際に入会金として11,000円（税込）、事務手数料として5,500円（税込）を本クラブに支払うこととします。ただし、会社が別途定めるキャンペーン等により、これらの全部または一部を減額または免除する場合があります。

第8条（未成年者の取扱い）

未成年者（12歳以上、中学1年生以上）が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条（会費等）

- 1.諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、会社がこれを定めます。
- 2.いかなる場合であっても一旦納入した諸会費等は返金致しません。ただし、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。
- 3.会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、入会手数料・諸会費・諸料金等の金額を変更することができます。
- 4.会費の支払いについては、毎月20日に翌月分を決済するものとします。
- 5.入会した月の会費（以下初月会費という）については、入会日に応じて会社が別途定める日割り料金表によるものとし、利用できる回数も当該料金表に定めるところによります。
- 6.初月会費および入会金その他の初期費用は、入会手続きの際に会社所定の方法により支払うものとします。
- 7.退会届、休会届および会員種別の変更届が当月15日を経過して提出された場合、その効力は翌々月から生じるものとします。

第10条（会員除名）

会員が下記の各項に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- 1.本クラブの会則、その他諸規則に違反したとき。
- 2.本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- 3.会費その他の債務を滞納し会社からの催告に応じないとき。
- 4.入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき。
- 5.会社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき。

第11条（会員資格喪失）

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- 1.会員が退会したとき。ただし、事前に会社に所定の届出を行うものとします。
- 2.会員が除名されたとき。
- 3.会員が死亡したとき。
- 4.経営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき。

第12条（退会）

1. 会員は最低契約期間を4ヶ月とし、この期間中は原則として退会することができません。ただし、次の各号のいずれかに該当し、会社が認めた場合はこの限りではありません。
 - (1) 医師の診断または株式会社Wellness&Happinessが運営するはなまる鍼灸整骨院における国家資格者の検査により、運動を継続することが困難と認められたとき。
 - (2) 転居により通所が著しく困難となったとき。
 - (3) 妊娠が判明したとき。
 - (4) その他前各号に準ずるやむを得ない事由があると会社が認めたとき。
2. 前項ただし書により退会する場合、会員は事由を証する書面を提出するものとします。第1号に該当する場合は、医師の診断書またははなまる鍼灸整骨院が発行する所見書のいずれかを提出するものとします。なお、書面の発行に要する費用は会員の負担とします。
3. 入会時に入会金、事務手数料または初月月会費の減額もしくは免除を受けた会員が、最低契約期間の満了前に退会する場合は、当該減額または免除を受けた金額の合計額を会社に支払うものとします。
4. 会員が本クラブを退会する場合、会員は当月15日までに、退会届を提出のうえ、所定の手続きを完了しなければなりません。
5. 会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。
6. 滞納がある場合はいかなる理由でも完納いただきます。
7. 入会日が1日から15日までは、その月を1ヵ月と計算して4ヶ月と定め、16日以降月末までに入会した時は、その翌月を最低契約期間4ヶ月の初月とします。
8. 会員は退会手続の際、手数料として3,300円（税込）を本クラブに支払うこととします。

第13条（休会）

1. 会員は、入会後4ヶ月は原則として休会することができません。ただし、第12条第1項ただし書各号のいずれかに該当し、会社が認めた場合はこの限りではありません。
2. 会員が本クラブを休会する場合は、当月15日までに休会届を提出のうえ、所定の手続きを行わなければなりません。当月15日を経過して提出された場合、その効力は翌々月から生じるものとします。
3. 滞納がある場合は完納いただいてからの休会とします。
4. 休会期間中は、休会費として毎月1,100円（税込）を本クラブに支払うこととします。
5. 休会は連続して6ヶ月を上限とします。ただし、妊娠、出産または育児を理由とする休会については、会員の申し出により18ヶ月を上限として延長することができます。
6. 会員が休会の上限期間を経過してもなお復帰しない場合、会社は当該会員を退会扱いとすることができます。この場合、会員は第12条第8項に定める退会手数料を支払うものとします。
7. 会員が休会から復帰する場合は、当月15日までに復帰届を提出のうえ、所定の手続きを行わなければなりません。当月15日を経過して提出された場合、その効力は翌々月から生じるものとします。
8. 休会期間は、第12条第1項に定める最低契約期間には算入しません。

第14条（コース変更）

会員が本クラブの会員種別を変更する場合は、会員は当月15日までに変更届を提出のうえ、所定の手続きを行わなければなりません。入会後4ヶ月はコースを下げる事はできないものとします。

第15条（変更事項の届出）

1. 会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、すみやかに会社に届出るものとします。

2.会員への通知は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、会社は以後の責任を負いません。

第16条（ビジター）

本クラブは、会員が同伴または所定の手続きにより会社が承認した会員以外の方（以下ビジターという）に本クラブの諸サービスを使用させることができます。尚、この場合、ビジターは身分証明の提示と別に定めた施設利用料金を支払うものとします。ビジターの施設利用料金は1回あたり5,500円（税込）とし、会社は必要に応じてこれを変更することができます。

第17条（損害賠償）

- 1.本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社の故意または過失により生じた場合はこの限りではありません。ビジターについても同様とします。
- 2.会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は損害賠償の責を負いません。ビジターについても同様とします。
- 3.会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。
- 4.本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社の故意または過失により生じた場合はこの限りではありません。ビジターについても同様とします。
- 5.会員は、本クラブの施設およびマシンを、会社および担当インストラクターの指示に従って使用するものとします。指示に反した使用により生じた損害については、会社は責任を負いません。

第18条（遺失物・忘れ物・放置物）

- 1.会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は責任を負いません。ビジターについても同様とします。
- 2.忘れ物・放置物については、原則として1ヵ月間保管した後に処分させていただきます。

第19条（その他諸規則の改定）

会社は、必要と認めた場合、本会則・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改定を行うことができます。尚、改定を実施するときは施設内へ掲示するものとします。

第20条（閉鎖および解散）

- 1.会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本クラブを閉鎖または解散することができます。
 - (1) 天災、地変、その他の不可抗力により営業の継続が不可能となったとき。
 - (2) 施設の重大な損壊その他営業の継続が困難な事由が生じたとき。
 - (3) その他経営上重大な理由があるとき。
- 2.前項により本クラブを閉鎖または解散する場合、会社は原則として3ヶ月前までに会員に通知するものとします。ただし、不可抗力その他やむを得ない事由により事前の通知が困難な場合はこの限りではありません。
- 3.本クラブの閉鎖または解散により役務を提供できなくなった場合、会社は既に納入された会費のうち未提供分に相当する額を日割りで計算し、会員に返金するものとします。この場合において、第9条第2項本文の規定は適用しません。
- 4.前項の返金の対象は会費に限るものとし、繰越回数は返金の対象としません。

第三章

第21条（諸規則の厳守）

会員は、本クラブの施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

第22条（健康管理）

会員およびビジターは、各自の責任において健康管理を行うものとします。

第23条（入場禁止）

会社は、会員及びビジターが下記の各項に該当する場合は、その会員を本クラブへの入場禁止及び退場を命じることができます。

- 1.伝染病等に罹患しているとき。
- 2.タトゥー（刺青）を露出しているとき。ただし、衣類、テーピングその他の方法により他の会員から見えない状態にしていただける場合はこの限りではありません。
- 3.健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるとき。
- 4.許可なく館内を撮影すること。
- 5.許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- 6.他人を誹謗中傷すること。
- 7.他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- 8.痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- 9.施設内に落書きや造作をすること。
- 10.動物を館内に持ち込むこと。盲導犬は除外する。
- 11.危険物を館内に持ち込むこと。
- 12.酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙。
- 13.会社従業員の業務を妨げる行為。
- 14.他人へのストーカー行為。
- 15.他人の施設利用を妨げる行為。
- 16.入館に際し虚偽の申告をした場合。
- 17.その他本状各号に準じる行為。

第24条（休業）

本クラブは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、イベント、その他やむを得ない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

第25条（予約とキャンセル）

各クラスの予約、変更、キャンセルは、指定されたサイトからのインターネット予約のみといたします。

- 1.お電話、LINE、など店頭・カウンターでの予約や変更、キャンセルは受け付けていません。
- 2.クラスの予約は、クラス開始時間までとし、キャンセルはクラス開始の1時間30分前まで可能です。

3. クラス開始の1時間30分前までにキャンセルできなかった場合は、クラス利用1回とカウントされます。
4. 会員が同時に保持できる予約の上限（予約最大可能数）は次のとおりとします。繰越回数を保有している場合も、本項の上限は変更されません。
 - (1) 月2回会員 1コマ
 - (2) 月4回会員 2コマ
 - (3) 月6回会員 3コマ
 - (4) 月8回会員 4コマ
 - (5) 月10回会員 5コマ
5. 予約済みのクラスをキャンセルしたとき、チェックインを完了したとき、またはクラス開始時間を経過したときは、前項の上限の範囲内で次の予約を行うことができます。
6. 1日に受講できるクラス数に上限は設けません。ただし、同一のクラスを重複して受講することはできません。
7. クラス開始の1時間30分前を経過した後は、理由のいかんを問わず、予約の取り消しおよび変更に応じることができません。この場合、当該予約はクラス利用1回としてカウントされます。

第25条の2（繰越回数）

1. 会社は、会員が当月の会員種別に基づく契約回数を消化しなかった場合、その未消化回数に応じ、翌月1日に繰越回数を自動的に付与します。
2. 繰越回数の付与対象となる会員種別および付与回数の上限は次のとおりとします。月2回会員および月4回会員は付与の対象外とします。
 - (1) 月6回会員 最大1回
 - (2) 月8回会員 最大2回
 - (3) 月10回会員 最大3回
3. 未消化回数が前項に定める上限を超える場合であっても、付与される繰越回数は前項に定める上限を超えないものとします。
4. 繰越回数の有効期限は、付与された月の末日までとします。有効期限を経過した繰越回数は自動的に消滅し、翌月以降への再度の繰越はできません。
5. 繰越回数は、本クラブの全クラスの予約に利用することができます。ただし、予約の際に会員自身が繰越回数の利用を選択する必要がある、選択がなされなかった場合は会員種別の契約回数から消化されるものとします。この場合において繰越回数が有効期限の経過により消滅したときも、会社は返金その他一切の補償を行いません。
6. 会員種別を変更した場合、変更前に付与された繰越回数は、変更の効力が生じた日の前日をもって消滅します。会員種別の変更が上位区分への変更であるか下位区分への変更であるかを問いません。
7. 次の各号に該当する場合、繰越回数は消滅し、会社は返金その他一切の補償を行いません。
 - (1) 会員が退会したとき。
 - (2) 会員が休会したとき。この場合、休会開始日の前日をもって消滅するものとし、休会期間中は繰越回数を付与しません。
 - (3) 会員が除名されたとき、その他会員資格を喪失したとき。
8. 繰越回数は当該会員本人のみが利用できるものとし、第三者への譲渡、貸与、換金はできません。
9. 会費その他の債務に滞納がある場合、会社は繰越回数を付与せず、または既に付与した繰越回数の利用を停止することができます。

10. 第25条第3項に定めるキャンセルおよび第26条第1項に定める遅刻によりクラス利用1回とカウントされた回数は、消化済みとして取り扱い、繰越回数付与の算定対象とはなりません。

第25条の3（チケット会員）

1. チケット会員とは、会社が定める回数券（以下チケットプランという）を購入し、その有効期限内において本クラブのクラスを利用する者をいいます。
2. チケットプランの回数、価格および有効期限は会社がこれを定めます。
3. チケット会員には、第7条に定める入会金および事務手数料は適用しません。
4. チケット会員には、第12条に定める最低契約期間および退会手数料、第13条に定める休会、第14条に定めるコース変更、ならびに第25条の2に定める繰越回数の規定は適用しません。
5. チケットプランの有効期限を経過した未使用分は自動的に消滅し、会社は返金その他一切の補償を行いません。
6. チケット会員が同時に保持できる予約の上限は1コマとします。
7. チケットプランは購入者本人のみが利用できるものとし、第三者への譲渡、貸与、換金はできません。
8. チケット会員は、第6条に定める入会資格を満たすものとし、本規約のうち前各項に定めるものを除く規定に従うものとしします。

第26条（遅刻について）

1. クラス開始から5分以上遅刻された方は残念ながらそのクラスには参加できません。ウォーミングアップなしにクラスに参加することは、怪我のリスクが伴うことからそのようにさせていただきます。なお、その遅刻したクラスはクラス利用1回とカウントされます。
 2. 遅刻しそうな時の報告は必要ございませんので、あらかじめご了承ください。鉄道各社の発行する証明書のない電車の遅延や車の渋滞でのキャンセルも1回カウントとさせていただきます。
- ※プラン契約時に緊急連絡先の登録をお願いしておりますが、緊急時、災害時の連絡以外の目的として使用することはありません。変更がある場合はご自身でご登録内容の変更をお願いします。

第27条（撮影同意）

1. スタジオでの撮影に同意いただいた方の動画や写真については、弊社が運営するSNSやSNS広告等に使用させていただく場合があります。
2. 前項の同意は、会員が書面により申し出ることにより、いつでも撤回することができます。
3. 前項の撤回があった場合、会社は速やかに当該動画または写真の使用を停止します。ただし、既に配信または掲載された広告物、印刷物その他の媒体については、技術上または契約上の理由により直ちに削除できない場合があります。
4. 会員が退会した場合も、第1項の同意は撤回の申し出がない限り有効に存続するものとしします。

第27条の2（個人情報の取扱い）

1. 会社は、会員から取得した個人情報を、次の目的の範囲内で利用します。
 - (1) 本クラブの運営、会員管理および施設利用に関する業務
 - (2) 会費その他の料金の決済および請求
 - (3) クラスの予約管理および会員への連絡
 - (4) 緊急時および災害時の連絡
 - (5) 本クラブのサービスに関する案内および情報提供

- 2.会社は、法令に定める場合を除き、あらかじめ会員の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。
- 3.会社は、決済業務、予約システムの運用その他の業務を第三者に委託する場合、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。
- 4.個人情報の開示、訂正、削除その他の取扱いに関する詳細は、会社が別途定めるプライバシーポリシーによるものとします。

第28条（施行）

- 1.本規約は2026年8月1日より施行し、本改定は2026年10月1日より施行するものとします。
- 2.第13条第5項に定める休会期間の上限は、2026年10月1日以後に開始する休会について適用します。

株式会社Wellness&Happiness Michelle PILATES